

宇治市監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和3年9月27日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

松峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日  
令和3年9月17日（宇治市監査委員公表第10号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 消防本部 消防総務課・指揮指令課  
監査期間 令和3年5月6日～6月2日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1 委託料支出状況について 一部の契約に支出負担 行為の遅れが見受けられ た。	指摘事項につきまして は、改善するよう指導を 行うとともに、関係職員 に周知を図りました。